

## 大阪地方裁判所委員会（第55回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和5年11月30日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

令和5年11月30日（木）午後2時から午後5時20分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所第1会議室

### 3 出席者

（委員）浅野千晶、狩野裕、中村征樹、福田和郎、豆崎新治、水谷清乃、村西良太、山口能孝、山本亮介、米田英生、谷英樹、相馬博之、宮崎英一、長瀬敬昭（敬称略）

（説明者）末弘陽一

（事務担当者）井上直哉、加藤陽、桑田芳男、岩本照章、遠藤恭弘

（庶務）藤原悟志、倉持光

### 4 配布資料

パワーポイントスライド資料

### 5 議題

刑事裁判における犯罪被害者の保護

### 6 議事

委員長：■ / 委員（学識経験者）：◇ / 委員（法曹関係者）：○

説明者、事務担当者及び庶務：▲

#### （1）開会挨拶

## (2) 新任委員紹介

## (3) 委員長代理の指名

宮崎委員長は、米田委員を委員長代理に指名した。

## (4) 前回の委員会における委員の御意見への取組について

▲： 前回の委員会では、「司法行政事務におけるデジタル化」をテーマとし、委員の皆様から幅広く活発に御質問や御意見をいただいた。まず、裁判所のIT化については相当遅れているという御指摘をいただき、今後の推進策については、①「とにかく紙を減らす」、②「社内にIT化のメリットを理解してもらおう」、③「現場からの提案を活用する仕組みを設けたり、ワーキンググループ等での検討をする」、④「まずはこの地裁委員会の事務から取組を始めてはどうか」、等の御意見をいただいた。

これらの点につき、①については、10月に本格導入されたMicrosoft365を利用した決裁を新たに実施したり、大型ディスプレイ等を活用し、電子データでの決裁が見やすくなるように工夫したりする等している途中である。次に、②については、Microsoft365のSharePointを利用したポータルサイトに職員への周知事項や事務処理上有益な資料等を掲載し、情報の検索、入手等でIT化のメリットを感じてもらえるように努めているところである。また、③については、IT化に関する企画業務を担当するチームが部署横断的にIT化の情報発信や検討等を行っている。最後に、④については、委員の皆様との連絡のやり取りを、メールをはじめとしたデジタルツールを活用して行うよう試行している段階である。

まだまだこれからではあるが、委員の皆様のお指摘を通じて、組織全体のIT化について取り組み、IT化の流れを作っていくことが重要であるとの認識を改めて深めることができた。

## (5) プレゼンテーション「刑事事件における犯罪被害者の保護」

(6) 証人待合室及び法廷見学

(7) 遮への措置及び構内ビデオリンク方式による証人尋問の実演

(8) 意見交換



■：それでは意見交換を開始させていただきたい。まず、ここでの説明や法廷等を御覧いただいて何か御質問があれば伺いたい。

○：先ほどのパワーポイントでの説明の関係で3点ほど伺いたい。まず、否認事件が全事件の8.7%ということであるが、これは全刑事事件の中での割合か、あるいは被害者がいる刑事事件の中での割合か。

▲：全刑事事件での統計である。

○：次に、裁判員選任手続の際、選任までは被害者の名前を知らせないということだが、選任後、被害者の名前を聞いて裁判員と何らかの関係があれば、場合によっては除斥の理由になることも考えられる。そのあたりで何か問題になったことや実情などを教えていただきたい。

▲：経験上、裁判員選任後に被害者の名前をお知らせして、裁判員が被害者を知っているということは、確率としては極めて低いと思われる。もし関係性が近いということや心当たりがあるということであれば、事情をお聞きして、

やむを得ない事情があれば避けていただくことはあり得る。

- ：大阪なら確率は低いだろうが、地方に行くと、例えば釧路や函館辺りではそれなりの確率になると思われる。もし被害者と裁判員に関係があり、裁判員から外れることになって欠員が生じた場合にはどうなるのか。
- ▲：その場合は補充裁判員が繰り上がることになる。候補者の段階では被害者の名前はお知らせしないが、裁判員候補者との個別の面談のときに心当たりのある方を述べてもらい、一致しなければ問題ないが、一致したときは、関係性を考慮し、場合によっては避けていただくということもあり得る。私の経験上、何となく被害者に心当たりがあるという場面はあったが、被害者と一致したということにはなかった。
- ：最後にもう一点、検察官における配慮について、証人等の氏名又は氏名を知る機会を弁護人に与えず、その代わりに氏名に代わる呼称と住居に代わる連絡先を知らせる措置があるということだが、これは捜査段階に限定されるのか、公判段階でもとることができるのか。
- ：この措置は捜査段階ではなく、起訴された事件において弁護人に証拠開示をする際、証人等の名前を弁護人に知らせずに、「甲さん」や「Aさん」等という形で証拠を開示するという手続である。そのため、捜査段階ではなく、公判の証拠開示の段階での配慮ということになる。
- ：そうすると、検察官の判断で措置をとるかどうかが決まり、それに異議があれば裁判所が判断するという構造になっているということか。
- ▲：制度としては検察官の措置の取消請求がある。
- ◇：付添いや遮へい、ビデオリンクといった証人保護制度、また被害者参加に関して2点質問がある。1点目として、これらの制度は申請したら基本的に認められるものなのか。それとも妥当性の判断を行うのか。2点目として、このような保護の制度があることについて、証人にはどのような形で情報提

示がされるのか教えていただきたい。

- ▲：1点目の質問について、手続的には検察官を通じて請求され、相手方の弁護人の意見を聴取する。そこで「しかるべく」や「構わない」という意見をいただくこともあれば、要件を満たしていないから「反対」という意見をいただくこともある。その場合には裁判所が最終的に判断をする。必要に応じて事実の取り調べを行い、措置が必要かどうかを確認する。被告人の防御や裁判の公開の観点から必要ないという意見もあれば、他方で証人保護の観点から必要という意見もあり、これらの兼合いをみて最終的に裁判所で判断するということになる。
- ：裁判官としての経験上、遮へいやビデオリンクの請求を認めなかったことはない。
- ▲：次に2点目の質問について、証人への情報提供は、反対当事者がいるので、裁判所から積極的に提示することはない。基本的には検察官の方で教示されることになると思う。
- ：裁判所に事件が係属した場合は、被告人が争うのかどうなのかを確認し、否認するのであれば直接被害者から話を聞くことになる。その場合、検察官の方から証人として裁判に出ていただくことになったという連絡をし、場合によっては面談をして、その際に証人尋問に当たって付添い、遮へい又はビデオリンクといった被害者保護の制度があるという説明をすることになる。その中で、被告人と同じ空間では話をしにくいという意思があれば、そういう申し出があったということ踏まえて、裁判所にお伝えするという形で行っている。
- ◇：普段の法廷取材では傍聴席に座っており、今回初めて、法壇の上や証言台から遮へいの状況を確認することができた。思った以上に証人の視野、被告人の視野が制限されているなど感じた。しっかり運用がされれば、被害者は

過度な負担がなく臨めるのではないかと、今回実際に法廷を見ることで安心感を得られた。証人として裁判に臨む方々に少しでも安心いただけるよう、法廷の仕組みはどうなっているか、証言台からは何が見え、何が見えないかといったデータを動画の形で事前に提供することはあるのか。

○：証人として出頭いただくのは心理的負担が大きく、できれば避けたいという状況の中で安心して証言できる環境というのを理解していただくために、裁判所をお願いするなどして、法廷やビデオリンク室などの様子を証人予定の方に見ていただく場合もある。

◇：スライド9枚目の証人保護等の措置がとられた犯罪被害者数について、大阪で扱っている事件は令和2年から減少しているものの、被害者特定事項を明らかにしない数は結構増えている。これは、扱う事件が増えているのか、遺族等の秘匿を希望する人が増えているのか、裁判所の配慮として特定しないという意識が強まっているのか、どういう要因が考えられるか教えていただきたい。

▲：裁判所から積極的に制度があるということをお伝えすることはないと思われる。個々の事件について、体感としては増えている感じではあるが、すごく多くなったという感じではない。ただ、事件類型が増えている等の要因が考えられるので、一概には申し上げにくいところである。

▲：説明者と同様、体感として増えているという感じはあまりしていない。類型に特徴があって顕著に変化しているというより、申立件数が増加したり、案内が周知された結果として増えているのではないかと感じている。

◇：社会情勢として自分のことは隠したいと思う人が増えていることが背景としてあるのではないかと思い質問した。裁判所としての受け止めがあれば伺いたかったが、確定的な答えがあるとは思っていない。

◇：被害者の心情意見陳述に関して、被告人の更生に役立ったかどうかを統計

的に調べたデータはあるか。

- ▲：統計的に数値で出ているものはないと思う。直接的な心情を目の当たりにして、被告人が内省を深めるという更生には役立っていると思う。目に見えてという形だとなかなか難しい。
- ◇：法廷で遮へいがされているとき、検察官からは証人の表情しか見えず、被告人の表情が見えなかったが、それは特に問題はないのか。
- ：私が法廷で検察官として訴訟活動していたときは、動いたりできるので、見える範囲で着席していただいていたと思う。今日の実演は実際の着席位置とは少し違っていただいたかもしれないという印象であった。
- ▲：遮へいをする場合は、事前にシミュレーションを行っている。今日は真後ろに被告人がいたが、場合によってはもう少し弁護士寄りで、かつ、証人が見えない位置に被告人に座ってもらうこともある。また、検察官に前に来てもらって見える角度にするということはある。少なくとも裁判官からは常に被告人が見えるような形にして、訴訟指揮として対応することになる。
- ◇：安心安全なものを届けるという観点から、今日遮へい等のオペレーションを見て、結構複雑な作業が多いという印象を受けた。例えば、遮へい板を倒してしまったら見えるリスクもあるし、ビデオリンクの操作を間違えて大きな画面に映してしまったりいけないと思う。また、被害者と被告人の入廷のタイミングをずらすというオペレーションをされているということだが、これは複雑だなという印象で、ミスが起こることはないのか。また、ミスが起こらないようにどのような対応をされているのか。
- ▲：大型モニターの切り替えは共通認識を持って対応し、消すときは消すという対応をしている。今日は、ビデオリンクにおいて、遮へいをする場合としない場合の両方を見てもらうために操作をしたが、実際は、事前に遮へいの決定があれば、最初から消した状態で行うことが多い。それから、動線の関

係は裁判所職員が付き添うので、タイミングを確認し、接触しない形で行っている。そのために事前にシミュレーションをしている。

- ▲：動線については、スタッフの書記官と事前に打ち合わせをして確認を行い、遺漏がないように心がけている。たまに、名前を秘匿している場合に弁護人や当事者がついポロっと言ってしまうミスが起こることがある。事前に気をつけてはいるが、人間だからついうっかり発言してしまうことがある。
- ：名前をうっかり言ってしまった場合、気づいた瞬間にすぐに指摘すると目立つので、何事もなかったかのように進行し、事前事後に注意喚起をお願いしている。
- ▲：うっかり発言してしまうかどうかは、その瞬間までわからない。事前に打ち合わせしていても100%防げるということはない。そのあたりについて弁護士としてはいかがか。
- ：経験上、証人がうっかり発言してしまうことが多いという印象はある。いづれにしても、プロとして緊張感を持って臨ませていただいている。
- ：裁判官と書記官が事前に相談、シミュレーションを行い、検察庁、弁護人とも相談してタイミングや順番を測って相当準備をした上で実施している。私も実際にやっていた時は、見える場所、見えない場所を確認して遮へい板の位置決めを行っていた。今日も床にガムテープが貼ってあったと思う。間違えて見えることのないようにはしているが、倒れてしまっただけではいけないので、そこは気を付けないといけない。
- ◇：ビデオリンクについて、コロナでオンラインが定着し、国会ではオンラインでの審議導入の議論がある状況で、対面で参加する人間が、同じ空間で同じ緊張感で活動するという意味が問われてきている。裁判所でも被害者配慮という意味で、同じ建物だけど同じ空間にはいないという方式で行っているとのことだが、同じ場所にはいない、裁判官からみて証人が眼前にはいないとい



うことが、証言の質であるとか、何か表情、息遣い等で確認できないことなど感じることはあるか。もう一点、心情意見陳述について、不満や不安を吐き出す人にとってのメリットのほか、被告人の更生もメリットとして挙がっているが、心情表明というのは、被害者自身又は被告人のための割り切ったものとするのか、それとも裁判の帰趨、裁判の心証に何らかの影響を与えるのか、その点をお聞きしたい。

▲：まず、ビデオリンクの関係で、確かに証人には公開の法廷でお話しいただくのが原則だが、表情等はビデオ越しでも確認することができるので、対面と大きく違っているという感覚はない。二つ目に、心情意見陳述は、被害者参加という立場でなくても可能であり、量刑の資料として制度上扱えることになっている。この結果を踏まえてどう受け止めるかについては、裁判員裁判では裁判員も含めて量刑の事情として考慮することができる。裁判員の意見形成の一つにはなっていると思われる。

○：ビデオリンクについて、私が検察官になったときはこの制度がなく、法廷での尋問しか方法がなかった。当初ビデオリンクは不安で、何か起きたら対処できないのではないかと思ったが、ビデオリンクでの証人尋問はそれなりの件数があり、対面の方がよかったという意見を聞いたことはほとんどない。意外と昔の人が心配していた状況にはなっていないと思う。もう一つ、心情意見陳述について、許せないとか、更生してほしいとかといった意見が述べられたときは、実際の裁判の量刑に当たって考慮してよいという制度になっているので、被害者の気持ちを述べる場や被告人の更生の場にとどまらず、実際の刑を決めるにあたって一定の考慮はされるという認識である。

○：弁護人の立場から申し上げると、ビデオリンクと法廷で証言するのは様々な点で違うのは間違いない。やはり法廷で証言するとなると、質問者が間近にいて直接聞かれて、緊張感というか、自分の態度を見られるという点で、

ある意味プレッシャーがかかるが、真摯に証言に向き合うことに繋がるのではないかと思う。そういう意味では、私は原則として法廷で証言をしていただくことが本来的には大事だと思う。ビデオリンクは証人保護の制度で、かつて制度がないときに悲惨な被害を受けた方が法廷で証言をしないといけなかったということがあるが、対応としては必要な場合もあるが、記憶違いや事実と異なる証言をする人もいる。そういう色々なケースを考えると、ビデオリンクは最小限にとどめるべきというのが私の意見である。場合によっては制度を濫用されることもあるので、必要最小限でビデオリンクを認めるという運用が望ましい。

▲：心情意見陳述について、基本的には量刑の一資料となり、被害の大きさや結果の大きさを表す事情として量刑上考慮されるということで申し上げたが、厳しい処罰感情をストレートに量刑に反映させていいのかが難しいところである。例えば、被害感情を口にした場合と口にしなかった場合とで大きく量刑を変えていいのか、あるいは、被害者が死亡した事件で、遺族がいて意見陳述がされた場合と遺族がおらず意見陳述がされない場合で量刑が大きく異なっているのか等、こうした点についても留意をしていかないといけない。それをどの程度反映させるかを考えていくことになり、後は裁判員の皆さんに個々の御意見をいただくことになるが、この辺りの量刑は非常に難しいところである。

▲：特に補足するところはないが、特に裁判員裁判になると、我々専門家が見てきたところと社会一般の人達がどう向き合っているのかというところをぶつけ合い、どう見ていくべきか、話し合っていくかについて、日々取り組んでいるところである。

◇：過去に民事事件で証人尋問に出た経験がある。本来の被害者が証言をしてほしいということだったが、上司と秘書の関係で、本人の前では喋れないと

ということだった。その時は遮へいのオファーがあって顔が見えなくするという  
ことだったが、そこにいることがわかるだけでも喋れないということだっ  
た。その時はビデオリンクのオファーはなかったので、あったらどうなって  
いたかはわからないが、最終的に私が代わりに立つことになった。人証に立  
つ人からすると、本当に重要な話で、シリアスな関係であればあるほど、弁  
護士さん等にはその辺りを御理解いただきたい。実際は名前が出るという話  
がメインであったが、お互いの関係性がわかっているので、上司と部下の関  
係で睨まれると何も言えなくなってしまう。多くの場合は対面ということ  
はわかるが、そうでない状況もかなりあると思われる。この話は非常に重要  
なので今後も継続していただきたい。次に、裁判長から傍聴人が見えないと  
いう点について、そこはカメラで代替できるのではないかと感じた。遮へい  
板の後ろの席に座ってもらっても、その範囲をカメラで映せると思う。また、  
すでに御指摘があったが、ビデオリンクのボタンの押し間違いのリスクが怖  
い。押し間違えたときに機能しないようになっているか、何らかのプロテク  
ションがかかっているかを確認しておいた方がいいと思う。最後に、法壇に  
登るところが非常に狭い上、階段になっている。裁判員がハンデキャップを  
抱えている場合、別の法廷を使うことになるのか。

▲：最後の点について、今日は特別に下の段から上がってもらったが、実際は  
同じフロアの横から入るようになっている。法廷によっては真正面から入る  
場合もある。

■：優先傍聴や被害者参加、損害賠償命令について御意見、御感想はあるか。  
被害者の視点あるいは被告人の立場から見て、何か御意見や御質問があれば  
伺いたい。

◇：先輩が仕事中对応していた相手から殴られたという事件があった。その先  
輩に聞いたところ、初めてのことで、何があって自分がどう動くのかがわか

らず事前に知らせてほしかったということであった。今日私も証言台に座らせてもらったが、遮へい板があっても怖いと感じたので、事前のアナウンスをもう少ししていただけるとより安心できるのではないか。

■：今の発言は、証人として出たときの一連の流れをアナウンスしてほしかったという趣旨でよろしいか。

◇：先輩は証人として出てはいないが、検察庁で話を聞いたとき、言われるまま行って、次に何があるのかが全然わからず、もし証人として裁判に出ることになったらもっと怖く感じるのではないかという話だった。

■：先輩の事例だと、刑事事件全般の進行の流れということだと思うが、今回の説明等を聞いて証人として出る場合や被害者として参加する場合の手続の流れについてアナウンスした方がいいのではないかという御意見として伺ったが、検察官、弁護士委員はいかがか。

○：御指摘については真摯に受け止め、被害者になられた方がそういう不安がないよう努めていきたいと思う。検察庁としては、被害者の方に刑事手続について説明したり、『犯罪被害者の方々へ』というパンフレットを作成して説明したりしているが、それで十分かといわれると御指摘のとおりと思われる。他方、検察官なので、どういう事実があったのかを確認し、起訴するかどうかを判断するのも大事な仕事なので、被害者への対応は検察官だけで十分ではないと感じている。弁護士会において、犯罪被害者支援委員会というのを設置しており、委員会と連携しながら被害者の方に不安がないような形で手続を進めていけるよう取り組んでいる。一定の要件を満たせば弁護士会の方で無料で法律相談を受けられると認識をしているので、そういうアナウンスをするようには努力している。

○：弁護士としてはそういう相談や問い合わせがあれば色々と制度等を説明することはできるが、まず弁護士のところにアクセスしていただかないとお伝

できないので、ルートをどう確保するのかというところが課題である。検察官委員から話があったように、被害者の方から申し込みがあれば、ふさわしい弁護士を紹介したり、事情によっては無料で相談を受けたりすることも可能なので御利用いただけたらいいと思う。また、検察庁と協定を結んで、連携をするということもやっている。例えば、被害者参加をする場合の国選弁護制度がある。ただ、それですべて網羅的に援助ができるかというところではないので、色々と工夫をしながら、国の方にも色々と仕組み作りを求めていくことも引き続き行っていきたい。とりあえずそういうルートがあるということは御理解いただきたい。

◇：証人が当日の流れを不安に感じるのには理解できる。裁判所に向かうための心構え等を動画で説明すればわかりやすいと思うが、動画による説明は行っているのか。

▲：裁判所から特に発信はしていない。手続一般ではパンフレットやリーフレットを用意している。

◇：文字だけだと体感ができないので、動画だともっとわかるのではないかと思う。

■：例えば YouTube 等の動画で手続や選択肢のアナウンスをすることも考えられるのではないかという御意見と伺った。

◇：裁判所内部の動線も動画で説明すれば安心感を得られると思う。

○：裁判所は庁によって動線が異なっている。もし作るなら各裁判所でということになるが、かなり難しいと思う。抽象的なものならできるが、具体性を持ったものはかなり難しいと感じる。

■：手続の流れについては、読むよりも見た方がいいということで御指摘をいただいた。

◇：ヒューマンエラー等のミスがあったとき、遮へい板が事故で倒れてしまう

ことは考えられる。遮へいの件数が日本全国で1300件あることを考えると、どこかで倒れてしまったり、地震が来て倒れてしまったりすることは想定できることだと思う。実演を見て非常に原始的なやり方だと感じた。遮へい板が不意に倒れてしまった場合に備えて何か行っていることや、そういうことが起こらないようにやり方の改善を図っていくような計画はあるか。

▲：倒れた場合の対策として、何か具体的に行っている状況ではない。確かに、被告人はどんな動きをするかわからないし、場合によっては急に立って蹴とばして倒れてしまうことも考えられる。対被告人との関係では我々も注視している。ただ、地震に備えて大きいものにした方がいいかといえば難しいところであって、御覧いただいたように、すぐ直してすぐ設置できるという方がいいこともある。頑丈なものにするとか、制度としてどうしていくかを考えていく必要はあると思う。

◇：なかなかすぐに対応は難しいと思うが、考えなくていい話ではないと思う。

■：万が一の場合を想定して、想定外と言わないように準備しておいた方がいいということで御意見をいただいた。

◇：遮へい板が倒れるという不安感はあるし、後ろに被告人がいるという不安感もある。色々な配慮をしてタイムスケジュールを組まれていると思うが、急に誰かがトイレに行って出会ってしまうこともあり得る。やはり動線というのは最初の設計段階から整理しておくべきだと思う。

■：新しい庁舎を造る際は、そういう点も考慮すべきということで御意見をいただいた。

続いて、証人の待合室案内等や、被害者や被告人の立場からお気づきの点があれば伺いたい。

◇：待合室は比較的出入りが容易な印象を受けた。誰かが急に入ってくるかもしれないし、気分が悪くなったときに人を呼べた方がいいと思うので、ブザ

一やアラームを設置してはどうか。見たところ内線電話もなさそうだった。

▲：証人待合室には特に設備はない。ただ、外から入って来られないように専用廊下内の待合室を使用することは可能なので、そういう対応をする場合もある。

◇：大阪には支部を含めて3庁あるが、法廷が行われている場所以外の裁判所に証人が出頭してビデオリンクを行えば、心理的な圧迫感は低くなると思う。そういう運用は行っていないのか。

▲：秘匿の趣旨ではなく、証人の出頭の負担を考慮して、例えば関東圏の方が最寄りの裁判所に出頭し、その裁判所と接続して証人尋問を行うという制度は、最近の法改正でできるようになった。この制度による運用は徐々に進められている。

◇：秘匿という観点でいうと、時間差をつけて対応するという事は考える必要がなくなるので、うまく活用できたらいいのではないかな。

■：構外ビデオリンクという方式で、証人の住所が遠方で出頭が難しい場合に行っており、もちろん秘匿の場合は大型モニターを消したり、名前を伏せたりという対応はできる。その中で、証人保護という観点でこの制度をもう少し利用できたらいいのではないかとということで御意見をいただいた。

そのほか、研修についても説明の最後に話があったが、裁判所では被害者団体の方にお話を伺うことや、中央での研修等を通じて被害者の心情を理解する取組を行っているところである。この点につき、もっとこうしたらいいのではないかな、こんなことも考えられるのではないかな等、御意見や御質問があれば伺いたい。

◇：被告人が否認すると証人を呼ぶという話だったが、被害者が生存している場合、被告人が否認したら必ず被害者を証人として呼ばないといけないのかな。

○：例えば暴力事件で、否認事件になったとき、被告人が「やっていない。」

とか「そういう接触はしていない。」、あるいは「故意にはしていない。」と述べた場合は、被害者には基本的には裁判官の前でしっかり話をさせていただきたい。弁護人から被告人の主張に沿った形で質問がされた上で、被害者の証言が信用できるのかを裁判所に判断いただく必要があるので、基本的には裁判所に来ていただいて証言いただくことが多いと思う。他方、捜査段階で被害者が警察官の前で述べた供述調書が出来上がっていて、弁護人がそれを裁判所に提出してもいいという意見の場合には、それを提出した上でなお被害者を証人として呼ぶ必要があるかどうかは検討の余地がある。場合によっては、来てもらわないこともある。

▲：否認しているからといって直ちに証人を呼ぶとは限らないが、否認しているということは被害者と被告人の話が違うということになる。そうすると、検察官は捜査段階で作成された供述調書を請求することが多いが、弁護人としては被害者に直接反対尋問をして事実関係を明らかにしたいので、供述調書について「不同意」という意見を述べることが多い。「不同意」だと裁判所は調書を見ることができないので、証人尋問にならざるを得ない。その中で被害者に話していただくための配慮として、説明したような制度があるということによってやっていくことになる。

◇：新聞の企画で死刑制度の賛否を問うた際、犯罪被害者の御遺族から意見を頂戴した。一方は制度を維持すべきとの御意見で、他方は廃止すべきとのお考えだった。取材の中で、「遺族として一括りにしないでほしい。」という言葉が印象に残っている。犯罪被害者や御遺族が裁判所を活用した後、何か意見や要望がある場合、その声を届けられるような窓口を設けてはどうか。例えば、刑事裁判で証人の経験をされた方などに対し、経験して感じたこと、改善すべき点を記入いただくなどして、今後を活かしていくという仕組みがあってもいいのではないか。



- ：研修では犯罪被害者支援団体の幹部や支援に携わる弁護士にお越しいただき、被害者の方からこういう話があったということをお聞きする機会はあるが、もう少し制度的にやってみてはどうかということで御意見をいただいた。
- ◇：裁判所における犯罪被害者の心情の理解というところで、研修等の取組をされている目的について、裁判官が犯罪被害者の心情を汲み取れないとは思わないし、一定の理解をされているとは思いますが、あまり汲み取りすぎると量刑のバランスを失するようになりかねない。この理解の取組というのは一体何のために行っているのか。裁判官は当事者ではないので完全な理解はできないと思うが、どこを到達点として行っているのか。
- ▲：個人的な意見だが、色々な研修に参加し、被害者の心情や心理を臨床心理士等の話を聞いてバイアスのかかり方や状況等、知らない知見を直接お聞きするのは、直ちに事件に結び付くわけではないが、専門家の話を聞くのはありがたいし、事実認定の際にも何かしら繋がっていくものだと感じている。また、色々な取組について、裁判所書記官を含め、全員が取り組んでいるところであり、証人尋問の感想等をお聞きすることもあるので、取組がどう生かされるのかということを知る機会にもなっているし、何のためにやっているのかを教えていただくという意味もあると思っている。ここまでいけばいいという到達点があるわけではない。
- ：まだまだ御意見を伺いたいところであるが、時間の都合上、意見交換はこれで終了とさせていただきます。

## 7 次回テーマ

民事訴訟手続のIT化とこれからの民事訴訟

## 8 次回期日

令和6年3月6日（水）